

法学研究科 法律学専攻 博士課程後期課程

教育研究上の目的

法学研究科法律学専攻博士課程後期課程は、前期課程での研究成果に基づいて、さらに専門性を深め、自立した法学研究者として、高度な専門業務従事者として、社会で活躍できる人材の養成を目的とします。

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

法学研究科法律学専攻博士課程後期課程は、建学の精神に基づく教育目標に定める人材を育成するため、所定の期間在学し、所定の単位を修得し、専門分野に関する次のような高度な能力を身につけ、博士論文が審査のうえ合格と認められた学生に博士（法学）の学位を授与する。

1.
 - （1）前期課程における研究成果を基礎として、法律学の分野における特定の専門領域について、高度な専門知識を修得し、かつ応用する能力を持っている。
 - （2）法律学の分野において高度な専門知識と問題解決能力を身につけた専門業務従事者として活躍することができる。
2.
 - （1）法律学の分野において主体的に研究課題を定めて、独創的な視点で研究を計画的に進めることができる。
3.
 - （1）法律学の分野において自立的な研究者として、多文化の共生に配慮して専門分野の研究活動を行うことができる。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

法学研究科法律学専攻博士課程後期課程は、修了認定・学位授与方針に掲げる能力を修得させるために、以下のような内容、方法、評価の方針に基づき、教育課程を編成する。

1. 教育内容
 - （1）前期課程において修得した法律知識をより確実なものとし、博士論文の執筆を前提として、専門とする分野に関して指導教授から個人的な指導を受けることで学生自身の力で独創的な研究を行い、専門業務従事者となるための高度な専門知識を修得できるようにする。そのために憲法、民法、刑法、商法などの基本的ないわゆる六法科目をはじめ、各専門領域の科目について、研究指導科目と講義科目をバランスよく配置する。
2. 教育方法
 - （1）博士論文の執筆を前提として、判例などの一次資料の収集とその分析、学説の整理・理論的分析などを徹底して行う。
 - （2）研究報告会において自分の研究内容やスタイルについて教員から適宜、アドバイスを受けることにより、より客観的な視点で研究することを可能にする。
3. 評価方法
 - （1）学位授与方針で掲げられた能力の評価として、法学研究科における単位取得状況、及び3年間の総括的な学修成果として複数教員により論文の評価を行う。

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

法学研究科法律学専攻博士課程後期課程は、教育研究上の目的とディプロマ・ポリシー(学位授与方針)、カリキュラム・ポリシー(教育課程の編成・実施方法)に基づき、次のような要件を備えた受験生を各種選抜試験で受け入れる。

1.
 - (1) 法律学を研究するのに十分な法律知識を前期課程において修得している。
2.
 - (1) 法律学における既存の研究水準を踏まえ、独創的な視点で研究を計画的に進めようとする意思がある。
3.
 - (1) 前期課程において修得した法律知識に加え専門職従事者を目指そうと考えている。
 - (2) 企業・官庁などで職業人として得た知識・経験を法律学的に深める意欲がある。
 - (3) 日常生活において消費者として得た知識・経験を法律学的に深める意欲がある。
 - (4) 地域社会において市民として得た知識・経験を法律学的に深める意欲がある。
 - (5) 日本に留学し日本を始めとする諸外国の法律についてより高度な知識を得たいと考えている。
4.
 - (1) 研究成果を博士論文という学術的な基準を満たす論文にまとめることを望んでいる。

法律学専攻博士課程後期課程 アドミッション・ポリシーと各入学選抜試験との関連表

入試方式	選抜方法	アドミッション・ポリシー			
		AP1	AP2	AP3	AP4
一般方式	外国語科目	●	●		
	専攻科目	●	●		
	面接試験		●	●	●
社会人方式	書類審査			●	
	小論文	●	●		
	面接試験		●	●	●